

# 2013年度事業計画

(2013年4月～2014年3月)

## 1、事業活動方針

公益財団法人福島民友愛の事業団は、地域の社会的弱者を援護し、その支援する団体への助成やボランティアの普及啓発を行うことにより、社会福祉の増進に寄与する。

## 2、事業内容

### (1) 心身障害児者を援護する事業（定款第4条第1項第1号事業）

歳末助け合いの一環として、広く県民から浄財を募り、心身障害児者の援護など社会福祉の充実に寄与する。

### (2) 心身障害児者の療育に対する助成事業（定款第4条第1項第1号事業）

心身障害児者の療育に携わる施設・団体の事業活動を募集し、審査会の審査を経て、数団体に総額150万円以内の助成を行う。

### (3) 女性の自立生活支援事業（定款第4条第1項第1号事業）

家庭内暴力などで保護施設に入所した女性が退所する際、自立して社会生活を送ることができるように必要な経費の一部を助成する。

### (4) 社会福祉推進事業（定款第4条第1項第1号事業）

電話相談によって自殺防止などの活動に取り組んでいる「福島いのちの電話」に活動資金の一部を助成する。

### (5) 社会福祉普及啓発事業（定款第4条第1項第2号事業）

聴覚障害者を支援するボランティアの育成を図るため、手話入門講座を福島市で計8回程度、受講費無料で実施する。

### (6) 福祉活動顕彰事業（定款第4条第1項第2号事業）

心身障害児者並びに高齢者の介護、点訳、朗読奉仕など地域において長年ボランティア活動を続けている団体を5件程度顕彰し、1件につき10万円程度の奨励金を贈呈する。

### (7) 各種災害時等における義援金受け付け（定款第4条第1項第3号事業）

大規模災害発生時に、新聞紙面の掲載などで義援金を募り、支援団体を通じて義援金を被災者支援に充てる。